

現 状 案

(今後、内容を一部修正する可能性があります。)

令和__年__月__日

〒

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

相続税の申告についてのお知らせ (相続時精算課税制度を適用した財産について)

この度の____様_様の御逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、お亡くなりになられた方から、生前に財産の贈与を受けたことに伴う贈与税について、相続時精算課税の適用を受ける場合、その財産は相続税の課税対象となります。

つきましては、あなたは、次の年分の贈与税の申告書で相続時精算課税の適用を受ける財産を申告していますので、その適用を受ける財産(亡くなられた方から贈与を受けたもの)の価額を含めて相続税の申告の要否をご確認いただくようお願いいたします。

相続時精算課税の適用を受ける財産を申告した年分

【相続税の申告の要否のご確認に当たっては次の事項にもご注意ください】

- 相続税は、亡くなられた方の遺産の総額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合、亡くなられた方から相続や遺贈によって財産を取得された方が、亡くなられた日の翌日から10か月以内に亡くなられた方の住所地を所轄する税務署に申告書の提出と納税が必要になります。
なお、相続時精算課税制度を適用した財産を含めて、亡くなられた方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合には、「相続税の申告書」の提出は必要ありません。
- 相続時精算課税をいったん選択した場合の贈与者(特定贈与者)からの贈与については、暦年課税に係る贈与税の基礎控除の適用を受けることはできませんので、「相続時精算課税選択届出書」を提出した年分以降、特定贈与者からの贈与により取得した財産については、その金額の多寡にかかわらず、全て贈与税の申告をしなければなりません。
また、特定贈与者の死亡に係る相続税の計算において、相続時精算課税の選択後における特定贈与者から贈与を受けた財産については、贈与税の申告の有無にかかわらず相続時精算課税適用者の相続税の課税価格に算入されることとなります。
- 相続税についてご相談が必要な場合は、裏面をご確認ください。

(注) 相続時精算課税制度を適用した財産を含めて、既に「相続税の申告書」を提出されている場合は、この文書が行き違いとなったものと思われますのでご容赦ください。

※ この文書は、東京国税局業務センター渋谷分室荻窪コール担当が発送しております。

※ この文書による行政指導の責任者は、東京国税局長です。

東京国税局業務センター渋谷分室荻窪コール担当

電 話 0570-05-5901

(注) 1 問合せはオペレーターが対応します。

2 当コール担当で個別相談は行っていません。

3 当コール担当は申告書の送付先ではありません。



相続税に関する一般的なご相談や面接相談に関する留意事項

1 相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの情報

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

相続税の申告のしかた・ 相続税の申告要否判定コーナー		タックスアンサー 〔よくある税の質問に 対する一般的な回答〕	
-------------------------------	---	--------------------------------------	---

2 電話による一般的なご相談

電話による相続税の一般的なご相談については、亡くなられた方の住所地を所轄する税務署（以下「相続税の所轄税務署」といいます。）の電話番号にお掛けいただき、音声案内に沿って「1番」を選択した後、「3番」（相続税・財産評価など）を選択してください。電話相談センターにおつなぎいたします。

なお、電話相談センターを選択いただいた場合でも、関係書類等によって事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、相続税の所轄税務署での面接相談をご案内することがありますのでご了承ください。

3 税理士又は税理士法人等

相続税の申告書等の作成は、税理士又は税理士法人等に依頼することができます。

税理士等をお探しの場合は、税理士会の各支部にお問合せいただくほか、日本税理士会連合会ホームページ「税理士を探す」で検索することもできます。

なお、税理士に相続税の申告書等の作成を依頼される場合は、過去にあなたがお亡くなりになられた方からの贈与について相続時精算課税の適用を受ける財産の申告をした旨を必ずお伝えください。

4 面接によるご相談

面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要があるので、事前に相談日時等をご予約いただいております。

面接相談を希望する場合は、相続税の所轄税務署にご連絡していただき、音声案内に沿って「2番」を選択した後、相続税の面接相談を希望する旨交換手にお伝えください。

事前予約なく来署された場合、面接相談はお受けできませんのでご注意ください。

- ※ 確定申告期間中は、原則として、相続税のご相談を受け付けておりませんのでご注意ください。
- ※ 税務署の電話番号は、国税庁ホームページでご確認いただけます。

【所轄税務署の掲載ページ】

国税庁ホームページ（ホーム）> 「国税庁等について」
> 「組織（国税局・税務署等）」

